

館林市農業施策等に関する意見書

令和3年5月7日

館林市農業委員会

館林市農業施策等に関する意見書について

貴職におかれましては、日頃から農業委員会の活動、運営に対し格別なるご理解、ご支援を賜るとともに、農業振興に対するご配慮をいただいておりますことに厚く感謝申し上げます。

さて、農業・農村を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や後継者不足、新規就農者の減少などによる耕作放棄地の増加など依然として厳しい状況が続いております。

こうした状況を踏まえ、農業委員会では、農業委員会等に関する法律が平成28年4月に改正され、担い手への農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の促進が必須業務となり、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して、日常的な農地パトロールの徹底や農地の利用状況調査などによる農業者の意向把握を通じ、地域の実情に応じた活動を行っております。

つきましては、本市農業の発展と農地等の利用の最適化の推進に関する業務をより効率的かつ効果的に実施するため、農業施策の企画立案などの際し特段のご配慮を賜りますよう、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき本意見書を提出いたします。

令和3年5月7日

館林市長 多田善洋様

館林市農業委員会
会長 神村公一

館林市農業施策等に関する意見書

1 担い手への農地利用の集積・集約化について

「人・農地プラン」は、集落・地域が抱える高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで、全国的に5年後、10年後の農業の展望が描けない地域が増えている中、地域が抱える「人」と「農地」の問題について地域で話し合いを行い、将来像を検討し、課題を抽出・解決していく「未来の設計図」となるものである。地域の実情にあった取組ができるよう、人・農地プランの細分化等、地域の関係者が話し合える組織体制の整備・構築を推進していただきたい。

また、農地中間管理制度をより効果的に運用するため、農業者や担い手、JA等の会議等で、そのメリットや活用方法のほか、手続きについて広く情報発信する場を設けることなどを推進していただくとともに、農地中間管理機構や関係機関等とのさらなる連携を図り、担い手への集積・集約化を推進していただきたい。

2 農業生産基盤の再整備について

農地の利用集積・集約を一層推進するためには、大型機械の投入による合理的かつ効率的な農作業が可能となるよう一区画を拡大することや、次世代に農地を引き継げるよう農道や水路等の農業生産基盤の計画的な整備が不可欠である。

本市は小規模な区画が多く大型機械による作業に適さないことから、国、県等の関係機関と連携を図り区画の再整理等の土地改良を進め、将来に渡って優良な農地の確保を図っていただきたい。

3 農業用機械等の導入支援について

認定農業者・新規就農者が農業用機械を導入する際や更新する際の経費助成の要件の緩和等、支援体制を強化していただきたい。

また、耕作放棄地発生防止・解消のための機械等の導入や、ほ場等の環境を保全するための防犯カメラの設置について支援していただきたい。

4 担い手の育成・確保対策について

農業従事者の減少により、新規就農者の育成・確保対策が課題となっている。

今後、担い手が不足してくる中では、女性や定年帰農者の農業への参画が不可欠であることから、女性やシニアを対象とした農作業の実技や栽培技術指導等の研修制度を強化していただきたい。

また、新規参入の促進に向け、都会からの農業参入希望者などの相談体制や、移住・定住に向けた空き家などの住宅の提供などの援助や支援をしていただきたい。